

鳥取県告示第148号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大山町	平成22年度及び平成23年度	大山町(塩津、下甲、岡及び松河原の各一部)の地籍図及び地籍簿	大山町塩津、下甲、岡及び松河原の各一部	平成24年3月13日